調　達　公　告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の６第１項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372 号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年 11 月 20 日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

１　売払内容

（１）売り払う権利

鳥取県の広報紙「とっとり県政だより」の令和９年４月号から令和 10 年３月号までの各号の最終面の広告枠へ広告を掲載する権利

（２）「とっとり県政だより」の概要

ア　規格　Ａ４版、４色カラー、８ページ（年に１回、ページ数を 12 ページに変更する月がある。）

イ　主な配布先　鳥取県内の各世帯、公共施設等

ウ　発行部数　約 18 万８千部（増減する可能性がある。）

エ　発行日　毎月１日発行

オ　紙媒体での配布の他、県ホームページに掲載及び県公式 LINE にて配信

（公式 LINE 登録者数　約 16,000 人）

（３）広告枠の仕様及び数量

ア　広告枠の位置・枠数

５段組の上から４段目及び５段目を各１枠とする計２枠（１月当たり）

イ　広告枠の規格

１枠当たり縦 44 ミリメートル×横 176 ミリメートル、１枠を分割し複数の広告を掲載すること又は２枠を結合し単一の広告若しくは複数の広告を掲載することを妨げない。

（４）広告作成等に係る条件

別紙「とっとり県政だより広告作成等要領」（以下「要領」という。）による。

（５）入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、（１）に掲げる権利に係る１月当たりの単価（課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税を含めた金額）を記載すること。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

２　公告の日　令和８年 11 月 20 日（金）

３　入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年１月 30 日付発出第 36 号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和８年 12 月３日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより５の（２）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに５の（２）の場所に必ず連絡すること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格

者指名停止措置要綱（平成７年７月 17 日付出第 157 号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

４　契約担当部局

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

５　入札手続等

（１）入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680－8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

電話　0857－26－7016

電子メール　gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

（２）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話　0857－26－7431

（３）入札説明書等の交付方法

令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）までの間にインターネットの鳥取県行財政改革推進課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 14 日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課

ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/gyouzaisei-kaikaku/）

（４）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（５）入札及び開札の日時及び場所

ア　日時

令和９年１月８日（金）午前 10 時　即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月７日（木）午後５時までとする。

イ　場所

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁本庁舎　地下１階　令和の改新戦略本部・総務部会議室

６　入札参加者に要求される事項

（１）入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第１回」、「第２回」及び「第３回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

（２）本件入札に参加を希望する者は、３の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和８年 12 月 14 日（月）正午までに郵便等又は持参の方法により５の（１）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7　入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8　その他

（1）入札の無効

２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。